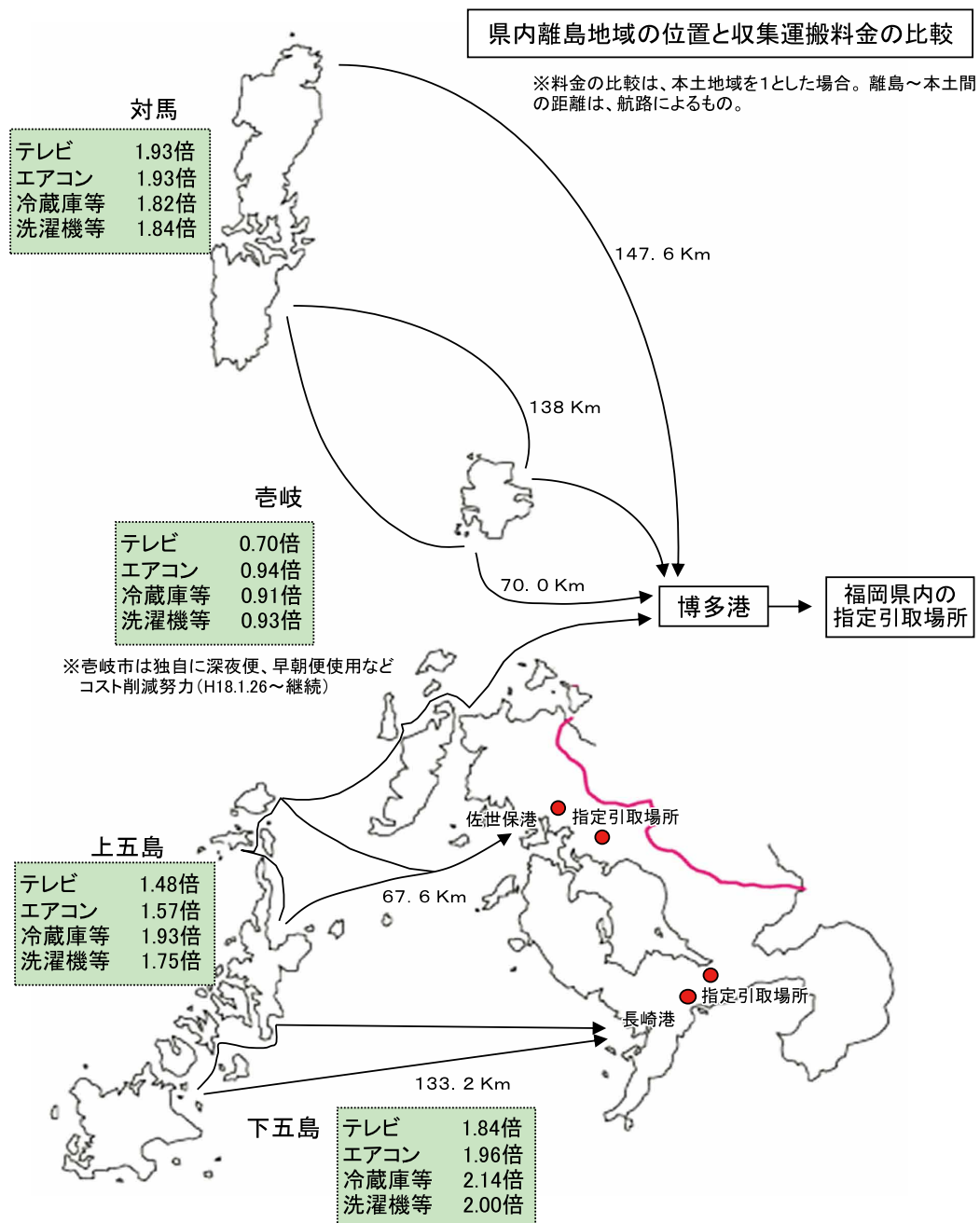


45 家電リサイクル法の施行に伴う離島地域の収集運搬に係る費用負担の軽減等について

【経済産業省、環境省】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 不法投棄防止及び離島地域の費用負担軽減を目的としたメーカー等による助成措置について、地域の実情に十分対応した利活用しやすい制度への見直しを図り恒久的措置とすること
- 2 廃家電適正処理の一層の推進を図るため、再商品化等料金の前払い方式の導入による制度の見直しを行うこと



【1 不法投棄防止及び離島地域の費用負担軽減を目的としたメーカー等による助成措置について、地域の实情に十分対応した利活用しやすい制度への見直しを図り恒久的措置とすることについて】

○不法投棄防止及び離島地域の費用負担軽減を目的としたメーカー等による助成措置とは

不法投棄対策に積極的な市町村及び離島独自のコスト要因である海上輸送コスト等について、収集運搬の効率化に努力している離島に対する助成措置として、各家電メーカーから要請を受けた一般財団法人家電製品協会が主体となり、平成21年度より「不法投棄未然防止事業協力」及び「離島対策事業協力」（支援措置）の助成措置が実施されています。

○地域の实情に十分対応した利活用しやすい制度への見直しとは

この制度は、申請が市町村に限られており、また事業実施年度の期間が市町村の会計年度と異なるなど、利用上支障となる点があります。そこで、制度の活用を一層促進するため、事業の実施対象者を市町村以外にも拡大すること及び応募要件の緩和や事業年度の期間の見直しを望みます。

○恒久的措置とは

一般財団法人家電製品協会の助成措置については、実施期間が平成29年度までとされていることから、制度の恒久的実施を望みます。

【2 廃家電適正処理の一層の推進を図るため、再商品化等料金の前払い方式の導入による制度の見直しを行うことについて】

○再商品化等料金の前払い方式の導入とは

現行では再商品化等料金について、廃棄物として排出される際に支払う方式（後払方式）となっており、排出時における消費者の負担感から家電リサイクル法に基づく適正な処理が行われないことが懸念されます。そこで、家電リサイクル法の対象となる家電製品の販売価格に、あらかじめ回収やリサイクルにかかる費用を含める方式（前払方式）とすることを望みます。

○必要な制度の見直しとは

現行の後払い方式を、前払い方式に見直すことにより、リサイクルの推進や排出時の不法投棄防止が期待されます。

46 大気汚染対策の国際的取組みの強化について

【環境省】

【提案・要望の具体的内容】

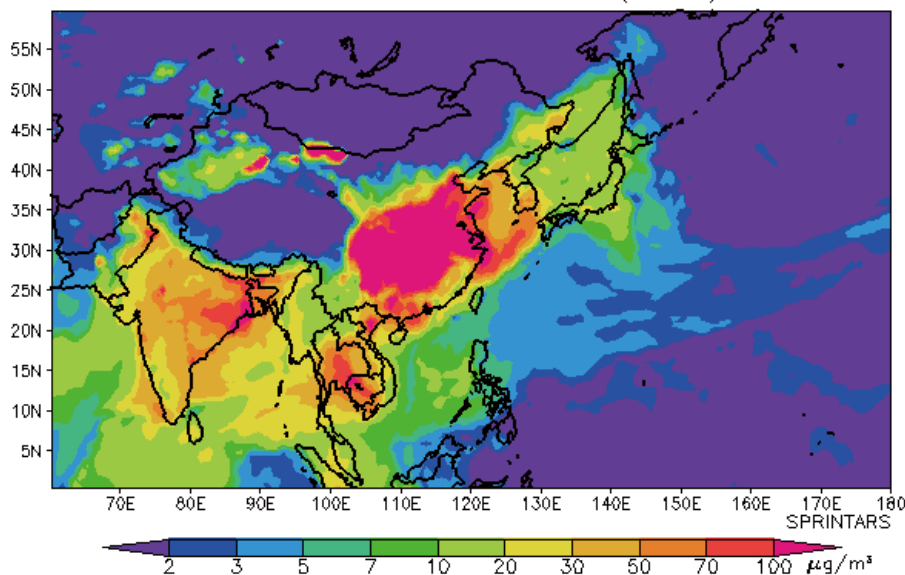
大気汚染対策の国際的な取組みを促進し、大気汚染物質の移流状況や発生メカニズムを解明するとともに、健康影響について、さらに知見の集積を行うこと。

また、環境省のホームページにて紹介されているPM2.5の複数のシミュレーションモデルは、移流予測に差があることから、天気図のように高精度の地域別予測システムを構築し、TV等を通じた情報提供体制を整備すること。

図1 平成26年12月31日 15時 PM2.5の各地域の測定値
長崎県環境保健研究センター 大気環境速報システム



図2 PM2.5の濃度予測(国立大学法人 九州大学)
15:00JST 26JAN2015
Surface mass concentration (PM2.5)



【1 この要望の背景・必要性は以下のとおりです。】

本県では、例年、高濃度のPM2.5や光化学オキシダントが観測され、注意喚起や注意報の発令を行う事態が生じています。

また、シミュレーションモデルによる濃度予測の結果、高濃度の大气汚染物質が大陸から移流してくる様子も紹介されており、本県にも影響が及んでいることが明らかです。

加えて、大气汚染物質による健康への影響も指摘されており、早期の対策による大气環境の改善のほか、事前対応のためにTV等を通じて予報等の情報提供が望まれています。

【2 この要望における課題・問題点は以下のとおりです。】

本県は大陸に最も近く越境汚染の影響を受けやすい位置にあります。

オキシダントの注意報発令状況は以下のとおりとなっており、広域化の傾向がみられます。(図3)

- ・平成18年5月30日
- ・平成19年4月27日、5月8日、5月27日
- ・平成21年5月8日、5月9日
- ・平成22年5月8日
- ・平成23年5月16日

PM2.5の注意喚起は以下のとおりとなっており、午後から濃度が上昇するなどの事例もみられます。

- ・平成25年3月19日 壱岐・対馬地区、11月3日 本土地区
- ・平成26年2月3日 本土地区
- ・平成27年3月22日 県北・五島・壱岐・対馬地区

【3 本県の望むことは以下のとおりです。】

- 1 国際的な大气汚染に関する取組みを促進し、大气汚染物質の発生抑制を望みます。
- 2 早急に汚染物質の移流状況の実態並びに発生メカニズムを解明するとともに、高精度の地域別大气汚染予測システムを構築し、国民が自主的な対応(例えば、マスクの携帯、外出を控えるなど)がとれるようにTV等を通じた情報提供体制の整備を要望します。
- 3 県民の安全・安心を確保するため、大气汚染物質による短期的な暴露に加え、長期的な暴露による健康影響に関する知見を集積し、速やかな情報提供を望みます。

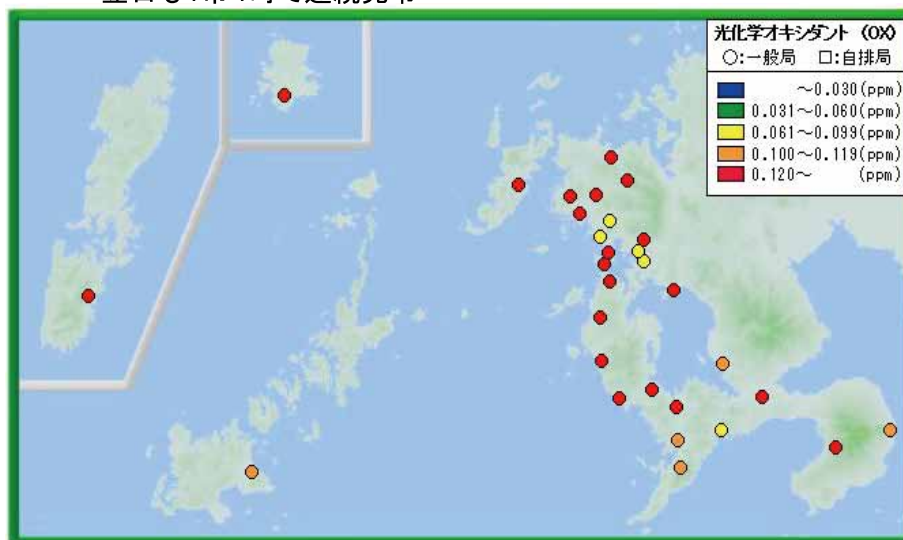
【4 要望が採択されることによって、以下が可能となります。】

大气環境の改善が図られます。

事前の対応準備を図ることが可能となり、県民の安全・安心な生活に寄与します。

図3 オキシダント注意報オキシダント注意報発令時の状況(2009年5月8日)

- ・発令市町数: 10市8町 最高濃度: 0.14ppm
- ・翌日も4市4町で連続発令



47 廃焼却施設の解体支援について

【環境省】

【提案・要望の具体的内容】

廃止されたごみ焼却施設について、跡地に廃棄物処理施設を整備しない場合の解体事業は交付金の対象となっていないことから、跡地利用を伴わない廃焼却施設の解体についても、循環型社会形成推進交付金の対象とすること及び起債に係る交付税措置を拡充すること。

廃止年度	年度別解体施設数(H20～26)								未解体数 (H27.3末)
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	合計	
S50～63	3	2	1	0	1	1	0	8	0
H元～10	1	2	1	1	0	0	0	5	1
H11～20	9	6	2	5	5	0	2	29	15
H21～26	0	0	0	0	2	1	0	3	2
合計	13	10	4	6	8	2	2	45	18



廃焼却施設



廃焼却施設

【1 この要望の背景・必要性は以下のとおりです。】

かつて離島地区や郡部の市町村においては、運搬コストや他自治体のごみを受け入れない住民感情等により各自治体ごとに焼却施設が設置されたが、その後の市町村合併やごみ処理広域化により一自治体で多くの廃焼却施設を抱え込む結果となりました。

施設の解体には多大な経費を要するため、財政状況が厳しい市町においては解体されずに長期間放置された廃焼却施設もあり、老朽化等による倒壊の危険性やダイオキシン類による周辺環境への影響が懸念されるなど周辺住民の不安も高まっていました。

このため、現行の交付金制度の活用や県単独の補助制度創設により、廃焼却施設の解体促進を図ってきたところですが、それでもなお残る施設については、国の制度による財政支援措置が必要です。(解体支援にかかる県単独補助制度は平成20年度から24年度までの時限措置)

【2 この要望における課題・問題点は以下のとおりです。】

ごみ処理広域化が進展するなか跡地利用が見込めない廃焼却施設については、県単独補助金を創設し解体の促進を図ってきたところですが、また、跡地有効活用を交付対象とする国の交付金制度活用により解体した施設とあわせると、平成20年度から平成26年度の間、45施設を解体し、平成26年度末時点で、未解体数は18施設と一定の成果を果たしています。

しかしながら、残る施設の解体については再度の県単補助の創設も困難であることから、市町に多大な財政負担を強いることとなるため、円滑な解体を促進するには解体財源の確保に向けた財政支援を図る必要があります。

【3 本県が望むことは以下のとおりです。】

跡地に廃棄物処理施設を整備しない場合の廃焼却施設解体事業についても、循環型社会形成推進交付金の対象とすること及び起債に係る交付税措置を拡充することを望みます。

【4 要望が採択されることによって、以下が可能となります。】

解体財源が確保されることで円滑な解体が促進されることとなり、倒壊の危険性やダイオキシン類による周辺環境への影響がない、住民の安全・安心な暮らしの確保が図られます。

48 漂流・漂着ごみの対策について

【農林水産省、国土交通省、環境省】

【提案・要望の具体的内容】

漂流・漂着及び海底ごみ対策に関する下記対策を確実に実施すること

- (1) 恒久的財政支援措置の創設と地方負担の軽減
- (2) 漂流・漂着及び海底ごみの一体となった処理体制の確立
- (3) 国外からの漂着ごみに対する外交上の適切な対応の実施

1) 平成22～26年度における海岸漂着物の回収・処理費用

・ 県管理海岸	10,186m ³	422,500千円
・ 市町管理海岸	74,146m ³	2,283,414千円
合 計	84,332m ³	2,705,914千円
・ 財 源	地域グリーンニューディール基金、海ごみ基金（環境省所管） 県単独補助率 10/10ほか	



対馬地区の海岸



2) 対馬における外国由来の海岸漂着物

回収された漂着ごみの外国製品の占める割合

- ・ ペットボトル 約70%（韓国52%，中国13%，その他3%）
- ・ ライター 約40%（韓国21%，中国16%，その他2%）

（環境省：「漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査」結果）



3) 廃ポリタンク等の漂着

①廃ポリタンク

- ・H25年度漂着量 全国総数 4,099個、長崎県沿岸 914個 (全国1位)
- ・H24年度漂着量 全国総数 5,547個、長崎県沿岸 954個 (全国2位)
- ・H23年度漂着量 全国総数 9,723個、長崎県沿岸3,132個 (全国1位)

②その他、外国語表記(国籍不明)の医療系廃棄物や流木の漂流・漂着(77,909本、撤去・処理量11,082m³、大きい流木は直径1m、長さ5~6m)が確認されている。



廃ポリタンク



注射器等(一部に注射針)



点滴パック(中国語表記)



漂着した流木

【漂流・漂着及び海底ごみ対策について】

○新たな恒久的財政支援措置と地方負担の軽減とは

海岸漂着物対策については、海岸漂着物処理推進法が制定され、海岸管理者等の責務が明確にされるとともに、平成21年度から平成26年度までの6か年については、地域グリーンニューディール基金や海ごみ基金(地域環境保全対策費補助金)により財政措置が行われました。平成27年度は、平成26年度補正予算、平成27年度当初予算により、従前と同様の支援内容に漂流・海底ごみを含めた回収に対する財政措置が講じられていますが、単年度補助であり、恒久的措置とはいえません。

漂着ごみ(海岸漂着物等)は繰り返し漂着することから、回収事業、発生抑制対策事業は、同補助事業終了後も継続して長期的に取り組む必要があります。

海岸漂着物処理推進法に基づいた長崎県海岸漂着物対策推進計画(地域計画)の回収事業等を実施するにあたり、恒久的な財政支援措置をしていただくことを望みます。

○創設とは

漂着ごみの回収事業費等について、地域グリーンニューディール基金事業並びに平成24年度補正予算措置(地域環境保全対策費補助金:補助率10/10)と同等の補助制度の創設、若しくは交付税措置を望みます。

○漂流・漂着及び海底ごみの一体となった処理体制の確立とは

漂着ごみについては、海岸漂着物処理推進法の規定により、海岸管理者等において海岸が清潔に保たれるよう必要な措置を講じるとされていますが、漂流ごみ・海底ごみについては、処理責任が明確にされていません。

現在、主に市町や漁業者等が回収している漂流ごみ・海底ごみについても、国と地方公共団体の役割分担と処理責任を明確にした上で、効果的な対策、漂着ごみと一体的に回収・処理ができる総合的な制度の確立及び継続的な財政支援を望みます。

○外交上の適切な対応の実施とは

本県の漂着ごみ等は外国由来のものが多く、また、繰り返し漂着していることから、漂流ごみが発生しない対策が必要です。

関係国に対して、早急に原因究明と発生抑制対策を講じるよう、外交ルートを通じて強く要請を行うことを望みます。

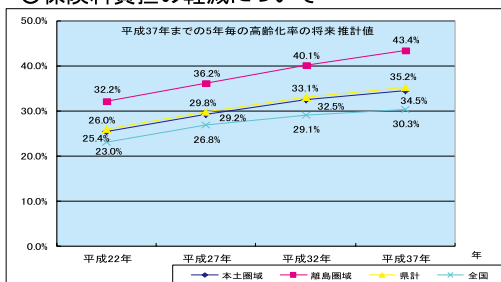
49 介護保険制度における施策の充実強化について

【厚生労働省】

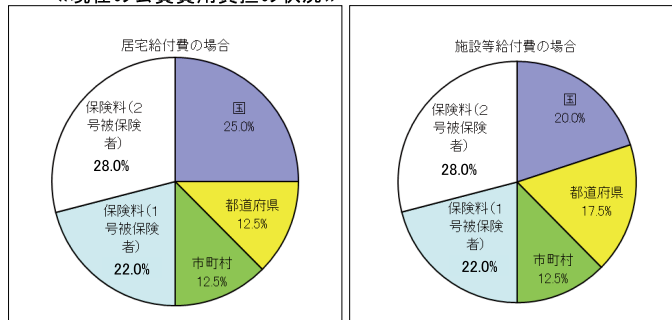
【提案・要望の具体的内容】

- 1 保険給付費に対する国庫負担割合の引き上げなど費用負担の抜本的な見直しによる保険料負担の軽減を図ること
- 2 「離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業」の拡充
 - (1) 軽減制度の対象について、現行の加算制度全てを網羅するよう拡大すること
 - (2) 軽減額について、利用者超過負担額の全てに拡大すること
 - (3) 制度の見直しにより生じる地方の財政負担や税の優遇措置を受けない事業者の負担について、国による財政支援を行うこと
- 3 介護人材を安定的に確保するため、介護職員等の処遇改善を拡充すること
 - (1) 介護職員処遇改善加算制度の加算率を見直すなど介護職員等と他業種との賃金格差是正を図ること
 - (2) 介護職場の全体的な処遇改善を図るため、加算対象事業所及び職種を拡大すること

○保険料負担の軽減について



≪現在の公費費用負担の状況≫



第6期(H27～29)保険料基準額 (都道府県の状況(高い順))

順位	都道府県名	保険料基準額
1	沖縄県	6,267円
2	和歌山県	6,243円
3	青森県	6,175円
↓		
17	長崎県	5,770円
↓		
47	埼玉県	4,835円
	全国平均	5,514円

≪保険者等の将来予測≫

現在でも保険料が全国でも高い水準となっており、高齢化進展の対策として、介護サービスの拡充や介護施設の整備等を行えば、公費負担の増大や更なる介護保険料の上昇が見込まれることから、現行の費用負担割合では被保険者の負担が増大し、保険者の介護保険財政の破綻を招く恐れが予測される。

○離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業

＜離島加算制度と軽減事業の対比＞

	離島加算制度	利用者負担額軽減事業
対象サービス	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
対象者	利用者全て	市町村民税非課税者のみ
対象事業所	全事業者	社会福祉法人等のみ
利用者負担	介護報酬(加算前)の11.5%	介護報酬(加算前)の10.35%

○賃金格差について

	全産業	医療・福祉	介護事業等
長崎県	243.6	238.6	—
全国	295.7	272.8	227.6

※平成25年賃金構造基本統計調査(厚生労働省)

職種	長崎県	全国
全体	193,158	212,972
訪問介護員	161,089	188,208
介護職員	172,976	194,709
看護職員	224,357	262,472

※平成25年度介護労働実態調査(介護労働安定センター長崎支部)

【1 保険料負担の軽減について】

○保険給付費に対する国庫負担割合の引き上げとは

介護給付の費用負担割合は、公費負担として国が25%（施設等給付費20%）都道府県12.5%（施設等給付費17.5%）、市町村が12.5%となっています。

また、保険料負担として第1号被保険者分が22%、第2号被保険者分が28%となっています。

このうちの国負担分である25%（施設等給付費20%）の割合を引き上げていただくことを望みます。

○費用負担の抜本的な見直しとは

本県においては、被保険者の支払う介護保険料が全国でも高い水準となっています。今後も保険給付費の増加が予測されることから、現行の負担割合では被保険者の負担能力を超えた介護保険料が賦課されることとなり、保険料未納額が増大し、介護保険財政の破綻を招く恐れもあります。そのため、前述の国庫負担分の割合を引き上げることも含めて、現在の費用負担の仕組みの全体的な見直しを行い、被保険者の負担を軽減していただくことを望みます。

【2 「離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業」について】

○軽減制度の対象とは

離島地域等においては、移動等に時間を要し事業運営が非効率にならざるを得ないため、在宅訪問系サービス（訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護）を提供した場合に事業者を支払われる報酬は15%加算されます。そのため利用者の1割負担についても15%加算され、離島地域等の利用者は本土地域の利用者と同様のサービスを受けても利用者負担が重くなるという不合理な格差が生じています。このために、「離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減事業」がありますが、その対象となる事業は訪問介護事業及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業だけとなっております。

○現行の加算制度全てを網羅するよう拡大とは

「離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減事業」の対象を訪問入浴介護事業及び訪問看護事業にも拡大していただくことを望みます。

○軽減額について、利用者超過負担額の全てに拡大とは

「離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減事業」の対象者は市町村民税非課税者のみであり、対象となる事業所も社会福祉法人等が運営する事業所のみです。

また、軽減事業の対象となったとしても、利用者の負担は、本来の1割負担を超えるものであり、本土の利用者との格差は解消されません。

よって、この格差を完全に解消するために、対象者及び対象事業者を全ての利用者、全ての事業者とし、更に本土と比較した場合の超過負担額全てを軽減の対象としていただくことを望みます。

【3 介護職員等の処遇改善について】

○介護職員処遇改善加算制度の加算率を見直すとは

介護職員処遇改善加算（以下「加算」という）制度は、平成27年度の介護報酬改定において、これまでの加算の仕組みは維持しつつ、更なる資質向上の取組、雇用管理の改善等の取組を進める事業所への加算が創設されましたが、長崎県においては依然として他業種との賃金格差が生じていることから、介護人材の安定的な確保には、なお一層の処遇改善（賃金格差是正策等）が必要です。

○加算対象事業所及び職種を拡大することとは

介護（施設）事業所は、介護職員以外の職種でも他の事業所等と比べて、賃金水準が低いことから、現在、加算の対象外となっている訪問看護等も加算対象事業所とすること。

また、看護師等の介護職員以外の職種についても加算対象職種とすることを望みます。

50 重度障害者医療費助成制度の創設について

【厚生労働省】

【提案・要望の具体的内容】

生活の安心を下支えする制度として、全国の地方自治体で同様の事業が実施されている重度障害者医療費助成制度について、国において制度を創設すること

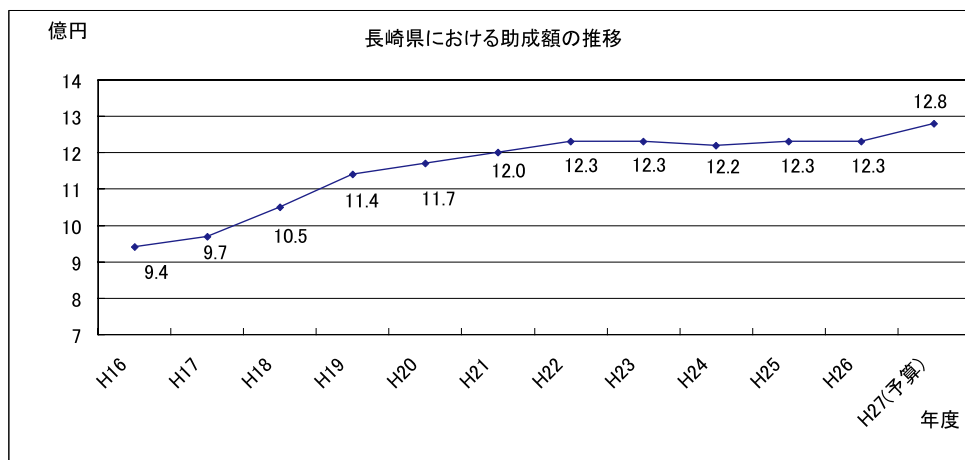
重度障害者医療費助成制度の実施状況

【全国の実施状況】

- ・ 対象者
 - 身体障害者 重度：47都道府県
中度：22都府県
 - 知的障害者 重度：47都道府県
中度：10県
 - 精神障害者 重度：27道県
中度：9県
 - ・ 自己負担 有：28都道府県
無：19府県
 - ・ 支払方法 現物給付：22道府県
償還払い：18県
併用：7都県
- 事業主体の市町村に対し、事業費の概ね1/2を道府県が補助
(東京都は都が直接実施)

【長崎県の制度】

- ・ 対象者
 - 身体障害者 身体障害者手帳
1～3級所持者
 - 知的障害者 療育手帳
A1、A2、B1所持者
 - 精神障害者 精神障害者保健福祉手帳
1級所持者
- ・ 自己負担 同一医療機関ごとに
(重度) 1日 800円
(月上限1,600円)
- ・ 支払方法 償還払い



【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

重度障害者医療費助成制度は、重度障害者の福祉の増進を図るため、重度障害者が必要とする医療を容易に受けられるよう医療費の自己負担額の一部を助成する福祉施策であり、全国の地方自治体で同様の事業を実施しています。

本県における、平成27年3月31日現在の受給者数は42,477人であり、介護にあたる保護者やその家族を含めた、多くの方々の経済的・精神的負担の軽減が図られています。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

障害者に係る経済的・精神的負担の軽減を図るためのものであり、全国一律の制度であるべきところ、財政力などに差があることから、助成の内容が各自治体により異なります。

また、重度障害者医療費助成制度は、各都道府県及び市町村の一般財源のみで運営されていることから、以下の課題があります。

- (1) 対象者である重度障害者の増加が今後も見込まれることもあり、各都道府県及び市町村の財政にかなりの負担となっていること。

本県においても、対前年度比では横ばいであるものの、傾向としては増加傾向を示しています。

- (2) 本県においては、平成25年10月から、精神障害者保健福祉手帳の1級所持者（通院のみ）を新たに対象としたものの、入院も対象とすること及び対象範囲の拡大について引き続き要望があげられていること。

- (3) さらに対象を拡大するにあたっては、現在の財政の状況を踏まえると自己負担額の増などを検討しなければ制度を維持できず、対象者に対して新たな負担が生じる可能性があること。

平成25年10月から(2)の精神障害者及び75歳以上の中度障害者を対象としたが、併せて中度障害者については助成率を2/3から1/2とするなど、新たな負担をお願いしています。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

障害者本人及び介護にあたる保護者とその家族の生活の安心を下支えする制度として重度障害者医療費助成制度を国において創設され、必要な財政措置をされることを望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

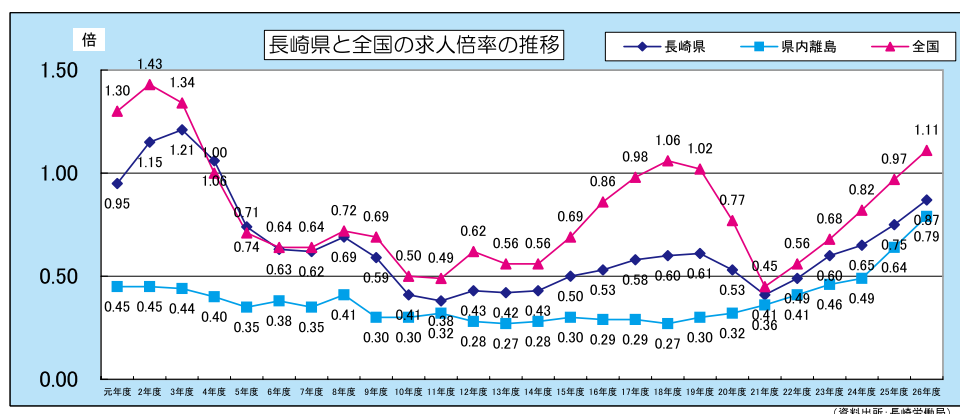
国における制度として、障害者が全国どこに住んでいても同じ助成を受けられることとなり、また、必要な財政措置がなされることにより、より安定的な制度運営が可能となります。

51 雇用対策について

【厚生労働省】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 女性の就業継続を推進するため、労働局に推進員を増員し、仕事と家庭の両立支援の拡充を図ること
また、子育て等を理由に離職した女性の再就職支援の充実を図るため、ハローワークへのマザーズコーナーの増設を行うこと
- 2 高齢者が安心して再就職支援を受けられることができるよう高齢者就労総合支援コーナーの拡充を行うとともに、高齢者の就業機会の確保のため、シルバー人材センター事業について、補助金の確保・拡充を図ること
- 3 障害者等の就職促進のため、障害者雇用率未達成企業に対する指導強化を図るとともに、障害者就業・生活支援センターに障害者求人開拓員（仮称）を配置し、障害者等に対する支援体制の充実を図ること
- 4 若年者や中高年者の求職者に対する就職促進施策の推進を図ること
特に、新卒者の県内就職支援策の拡充を図るための、新卒応援ハローワークの増設及び地域若者サポートステーション事業の拡充を行うとともに、就職者への定着支援のための体制整備の充実を図ること
- 5 社会経済のグローバル化に対応するため、我が国への就職を希望する留学生に対し留学生求人開拓員（仮称）の配置や受入企業への助成金制度の創設を行うなどの就職支援策を講じること
- 6 企業活動の存続と従業員の生活の安定が図られるよう、「雇用調整助成金」について、本制度を維持するとともに、今後も景気の動向に応じて、機動的かつ柔軟な対応を図ること
- 7 地方においては、良質な雇用機会の確保・創出とともに、地域経済を支える人材の確保が必要であることから、大都市圏から地方への人材還流を促すため、地方への就職を希望するUIターン者に対する就職支援策を強化すること



【1 女性の就業支援について】

○仕事と家庭の両立支援の拡充とは

女性の勤続年数は男性と比べて短く、継続就業を希望しながらも出産・育児等により離職を余儀なくされ、就業の継続に見通しを持ちにくくなっているのが現状です。

働き続けることを希望する女性が退職することなく継続就業できるように、企業に対して、子育てや介護をしながら働き続けられる雇用環境の整備に関する啓発や、各種制度の周知を効果的に進めるために推進員を増員するなど、仕事と家庭の両立支援の強化を望みます。

○子育て等を理由に離職した女性の再就職支援の充実とは

出産・育児によりいったん仕事をやめても、子供が育つにつれて就労を希望する女性が多いにもかかわらず、実現できていないのが現状です。こうした子育て等により離職した女性への再就職支援を推進するため、ハローワークにおけるマザーズコーナーの増設などを望みます。

【2 高齢者の就業機会の確保について】

○高齢者就労総合支援コーナーの拡充とは

本県における高齢者人口の割合は26.0%（全国 23.0%）で全国よりも高齢化が進んでいます。一方、高齢者の就業率は16.9%と全国より3.5ポイント下回っています。

本県にとって、年齢にかかわらず、意欲と能力に応じて働くことができる「生涯現役社会」の実現はとりわけ重要であり、現在、ハローワーク長崎にのみ設置されている「高齢者就労総合支援コーナー」の相談員等の拡充や県内各ハローワークへの新規設置を望みます。

○シルバー人材センター事業についての補助金の確保・拡充とは

シルバー人材センターは、働く意欲のある高齢者に就業の機会を提供し、高齢者の能力を活かした活力ある地域づくりに寄与しており、超高齢社会において、その果たすべき役割はますます重要です。しかしながら、行政刷新会議の事業仕分けにより、国の平成23年度におけるシルバー事業関係予算は、平成21年度に比べ、32.8%の削減がなされました。

平成27年度は、前年度比で事業費が増額されていますが、今後、シルバー人材センターの円滑な運営を図るための補助金の確保・拡充を望みます。

【3 障害者等の就職促進について】

○障害者雇用率未達成企業の指導強化や障害者等の支援体制の充実とは

約4割にのぼる雇用率未達成企業の解消を図るとともに、仕事に就くのが困難な障害者や難病患者等の就業支援をきめ細かにを行い就職を促進するため、障害者就業・生活支援センターに障害者求人開拓推進員（仮称）を配置するなどの支援体制の充実を望みます。

【4 若年者等の就職促進について】

○就職促進施策の推進とは

本県では、「総合就業支援センター」、「フレッシュワーク」や「再就職支援センター」を設置して、就職に関する悩み相談、適職診断、応募書類の書き方や面接の受け方等のセミナーを実施しており、就業支援策を推進するために、「若年者地域連携事業」や「一体的実施事業」など、人的支援を含めた予算の確保拡充を望みます。

○就職支援策の拡充とは

本県では、平成27年3月末日現在、大学等の県内就職率は44.8%、高校の県内就職率は51.1%と若者の県外流出が続いております。このような厳しい状況を踏まえ、平成26年度は高校の就職支援を重点に、県内企業に対して求人票の早期提出要請、高校へ就職支援専門員の配置、合同企業面談会の実施など、県と国がそれぞれの施策の連携を図り支援したところです。さらに新卒者の県内早期就職を促進するため、新卒応援ハローワークの増設など就職支援策の拡充を望みます。

また、ニート等若者無業者の職業的自立支援を推進するため、地域若者サポートステーション事業の予算の確保並びに拡充を望みます。

○定着支援のための体制整備の充実とは

本県では、県の「フレッシュワーク」と国の「ヤングハローワーク」をワンフロア化し、就職支援の充実を図っております。さらに就職した新卒者等若者の定着支援を効果的・効率的に実施するため、人的支援を含めた予算の確保拡充を望みます。

【5 留学生の就職支援について】

○留学生に対する就職支援策とは

社会経済のグローバル化に対応するためには、留学生の受入れを増進するなどの積極的な取り組みが必要です。このため、大学等に在籍する留学生を卒業後に国内へ就職させるために、留学生の就職を促進するための留学生求人開拓推進員（仮称）のハローワークへの配置や留学生を採用した企業への助成金制度の創設など就職支援の強化を望みます。

【6 雇用調整助成金制度の維持について】

○機動的かつ柔軟な対応とは

リーマンショック後、数次にわたる助成内容等の拡充により雇用維持が図られ、本県の厳しい雇用情勢の下支えとなったところです。平成25年12月1日から、同制度は、ほぼリーマンショック前の支給要件に戻されていますが、今後も景気の動向に応じて、雇用情勢に対応する要件の緩和を望みます。

【現行の助成内容等】

- ・支給要件 最近3ヶ月の生産量、又は売上高等の指標が前年同期と比べて10%以上減少
- ・助成率 大企業1/2、中小企業2/3
- ・教育訓練費 大企業1,200円、中小企業1,200円
- ・支給限度日数 1年間で100日（3年間で150日）

【7 UIターン者に対する就職支援について】

○UIターン者に対する就職支援策を強化とは

現在、本県では、人口減少対策に取り組んでおり、本県の経済の活性化にとって、県外からの優秀な人材や大学生等の若年者の県内就職の促進が必要です。

このため、大都市圏のハローワークに設置し、専門の相談員による職業相談、職業紹介や情報提供を行っている地方就職支援コーナーの機能拡充及び他の大都市圏への増設を図るなど、地方への就職支援を強化することを要望します。

52 地域イノベーション戦略支援プログラムの予算確保と事業継続について

【文部科学省】

【提案・要望の具体的内容】

「地域イノベーション戦略支援プログラム」について、5年間の事業終了後においても予算を確保し、事業継続に対する財政支援を行うこと。

事業概要

イノベーションシステム整備事業：国プロジェクト

地域イノベーション戦略推進地域

◎文部科学省、経済産業省、農林水産省より「研究機能・産業集積高度化地域」として選定（平成23年8月1日）

- ・優れた戦略地域には、基礎研究から事業化まで支援、イノベーション戦略を実現

ながさき健康・医療・福祉システム開発地域

地域イノベーション戦略支援プログラム

◎文部科学省より戦略支援プログラム採択
（平成23年8月1日：事業予定期間 平成23年度～27年度）

- ・イノベーション戦略実現のため地域の知的財産の形成、人材育成等を重視した支援事業

ながさき健康・医療・福祉システムの開発

ながさき健康・医療・福祉システムの開発

☆医工連携・医農水連携による

「医療福祉現場ニーズ及び県民健康ニーズに即した分野融合技術」により事業化創出を目指す。（長崎地域イノベーション推進協議会）

- ① 中核を担う研究者の集積
（長崎大学：4名の研究者招聘）
 - ・医療福祉現場や県民健康ニーズを基に新産業創出に資する人材の集積
- ② 地域戦略実現のための人材育成
（長崎県産業振興財団：長崎大学等の講師陣）
 - ・事業創出に必要な技術・知財・法律等の幅広い知見を持つ人材の育成
 - ・人材育成プログラムの開発と実施
〔ハイブリッドパワー人材・MOT人材の育成〕
- ③ 大学等の知のネットワーク構築
（長崎県産業振興財団：4名の地域連携CD配置）
 - ・分野融合や医療関連製品の事業化実現に向け、案件発掘や地域連携等を推進
- ④ 地域の研究機関等での設備共用化支援
（長崎大学：技術支援マネージャー等2名を配置）
 - ・大学等における機器を一元的に管理、機器を広く開放して技術支援を行う

中核を担う研究者の集積(長崎大学)

【研究テーマ】

入眠予兆現象研究に基づく応用技術開発
 ■光／パルス照射による免疫力増強装置



【研究テーマ】

長崎県産農水産物を活用した新規機能性食品の開発
 ■長崎特有の機能性食品



【研究テーマ】

SDB法を応用したセンチネルリンパ節転移診断キットの開発
 ■乳癌転移診断キット

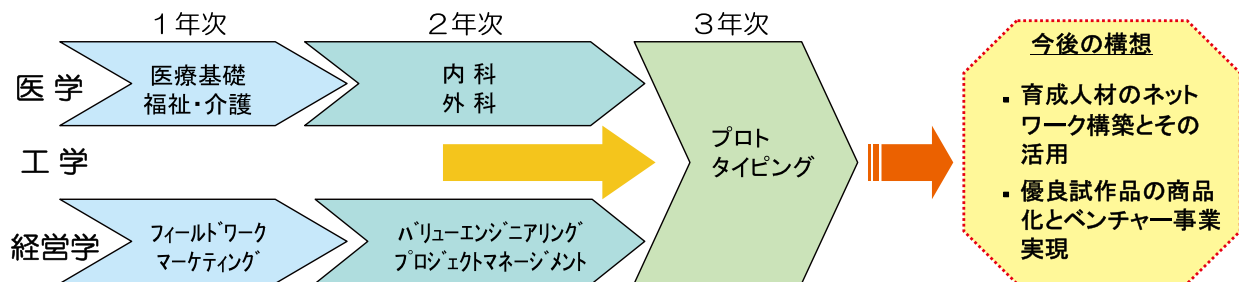


【研究テーマ】

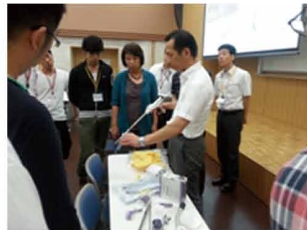
階段移動用リフトと操作方法指導システムの開発
 ■階段昇降アシスト手すり
 ■電動歩行車



地域戦略実現のための人材育成(長崎県産業振興財団)



経営学講座



医学講座



工学ゼミ



成果発表会

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

地域イノベーションの創出に向けた主体的かつ優れた構想を持つ「地域イノベーション戦略推進地域」に選定された地域における研究者集積や人材育成等の取組に対し、文部科学省による「地域イノベーション戦略支援プログラム」による支援が行われています。

本県においては、平成23年度に「ながさき健康・医療・福祉システム開発地域」に選定され、長崎地域の強みである医療・福祉、機能性食品分野の「共同研究」と「人材育成」を基盤に、県内の産学官金のリソースを効果的に活用しながら、医療・福祉ニーズを基とした産業創出に資する研究人材の集積や、医学と工学双方の考え方を理解できるハイブリッドパワー人材及び知的財産、薬事法等の事業化に必要な知見を有する技術経営（MOT）人材の育成、さらに分野融合や事業化に必要な専門知識を有するコーディネータの配置や研究設備機器の共用化など、地域力を結集して取り組んでいます。

これらの取組により、招聘研究者による研究開発は順調に進展し、また、人材育成においても目標とするハイブリッドパワー人材・MOT人材が順調に育成されるなど、成果の芽が出つつあります。こうした芽をさらに育み、研究成果の具体的な実用化・事業化や人材層の厚みへと拡がりを図るためには、なお今暫くの取組期間を要することから、国の「地域イノベーション戦略支援プログラム」における継続した支援が必要です。

なお、同プログラムの公募要領においては、「5年目の評価において優れた取組を実施していると判断された地域については、事業実施期間を3年間延長するものとする。」と定められています。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

本県では、同プログラムにおける事業と連動して、県単独事業として「産学官金連携・地域イノベーション創出支援事業」を実施し、県内大学等と県内企業との共同研究に向けた技術紹介と交流連携の場の創出をはじめ、産学官連携による新技術・新製品開発を目的とした共同研究への助成など、本県の産業技術の多様化と高度化の促進に取り組んでいます。特に、医療福祉分野においては、県単独事業として「医療福祉ニーズ発ものづくり促進事業」を実施し、現場ニーズの汲み上げと県内企業とのマッチング、及び事業可能性調査などを実施し、同分野への参入を促進しています。

しかしながら、これまでの研究開発や試作品等の成果をさらに進めて製品化・事業化を実現し、また、育成した人材の有効な活用や配置等を図るなど、地域イノベーションの実現には更なる産学官金の連携強化と取組が必要です。

また、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、「新事業・新産業と雇用を生み出す地域イノベーションの推進」が政策パッケージにおける施策として掲げられています。

本県といたしましても、地域発のイノベーションによる新産業の創出・既存産業の高付加価値化に向け、今後も、国による支援と併せて相乗的に効果が上がるよう、事業推進に務めてまいります。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

本県におきましては、「地域イノベーション戦略支援プログラム」と連携し、産学官金の連携による新たな研究開発分野への取組支援をはじめ、医療・福祉現場ニーズと県内企業とのマッチングや事業可能性調査によるものづくり促進など、地域の強みを活かしたイノベーション創出に取り組んでいます。

国におかれても、「地域イノベーション戦略支援プログラム」による支援を3年間延長し、研究開発から事業化への継ぎ目の無い支援を要望します。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

これまでの同プログラム実施において、招聘研究者による研究は順調に進展しています。

乳癌転移診断キットについては、従来の病理検査より迅速、簡便、正確、低コストの診断が可能な試作品が完成しており、臨床試験及びその後の製造・販売を担当する企業との連携段階にあります。

既設の歩道用ガードパイプを活用した階段昇降アシスト手すりについては、様々な状況を想定し、駆動方式等が異なる複数の試作品を作成するなど、実用化に向けて地元企業と共同開発を進めています。

一方、人材育成プログラム課程の修了生による試作品製作については、地元企業の事業化候補として採用される案件も生まれています。

今後、事業実施期間が3年間の延長されることにより、このような試作段階まで進展している研究開発について、市場投入を見据えた事業化実現のための実用化・製品化が達成されるほか、ハイブリッドパワー人材・MOT人材層の厚みが広がるなど、本県の強みを活かした医療・健康・福祉分野の新たな産業創出が促進され、本県経済に寄与します。

〔参考〕

○乳癌転移診断キット

現 状：手術中の腋窩リンパ節切除の要否判断において病理診断医による病理検査実施。

開発後：病理検査とほぼ同じ感度（93.3%）・判定時間（約40分）でありながら安価（1,000円／例）であり、病理診断医の配置有無による施設間の診断格差是正や医療費削減に貢献できる。

○階段昇降アシスト手すり

現 状：車両進入困難な斜面市街地の住民の高齢化が進み、階段道の昇降は生活上の最大の障壁となっている。

開発後：既設の歩道用ガードパイプが活用できるため、大規模な改修なしに電動手すりの設置が可能。階段を安心して昇降できることにより、斜面地での生活が継続でき、高齢者の外出支援、介護予防効果が期待できる。

53 情報処理技能者養成施設（いさはやコンピュータ・カレッジ）について

【厚生労働省】

【提案・要望の具体的内容】

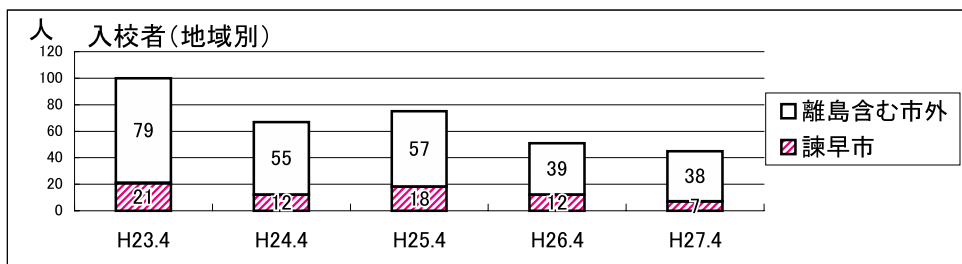
地元移管に伴い平成23年度から国の財政支援が行われ、平成27年度まで延長されているが、地域の雇用及び産業振興に重要な役割を担っている当該施設の機能維持のため、平成28年度以降も引き続き、コンピュータ・リース料等について、全額国による継続的な財政支援を行うこと。

【入校状況】

人	H23.4	H24.4	H25.4	H26.4	H27.4	計
諫早市	21	12	18	12	7	70
離島含む市外	79	55	57	39	38	268
計	100	67	75	51	45	338

構成比

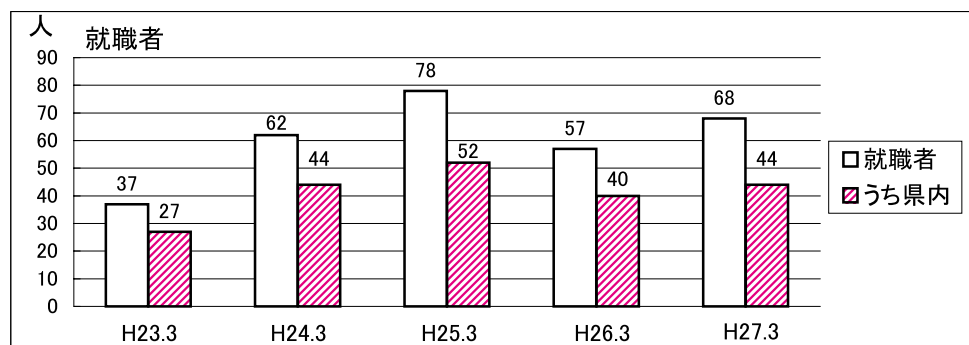
諫早市	21.0%	17.9%	24.0%	23.5%	15.6%	20.7%
離島含む市外	79.0%	82.1%	76.0%	76.5%	84.4%	79.3%



【卒業生の就職状況】

人	H23.3	H24.3	H25.3	H26.3	H27.3
卒業	54	77	88	60	72
求職者	49	73	84	60	69
就職者	37	62	78	57	68
うち県内	27	44	52	40	44

就職率	75.5%	84.9%	92.9%	95.0%	98.6%
県内割合	73.0%	71.0%	66.7%	70.2%	64.7%



【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

本県の情報処理技能者養成施設「いさはやコンピュータ・カレッジ（ICC）」は、昭和63年4月に、雇用促進事業団（独立行政法人雇用・能力開発機構の前身）が設置し、（職）西九州情報処理開発財団が運営してきたものです。

ところが、ICCを含む全国の情報処理技能者養成施設については、平成22年度末をもって、独立行政法人雇用・能力開発機構の業務としては廃止されました。

その後、地元の諫早市が施設の譲渡を受け、運営は引き続き（職）西九州情報処理開発財団がしております。

平成23年度から25年度までは、暫定措置として国費による財政支援（コンピュータリース料等）を講じていただき、平成27年度まで支援が延長されることとされておりますが、ここで支援が終了してしまいますと、平成28年度からの運営が非常に困難となることが予想されます。

○これまでの国費による財政支援

① コンピュータ・リース料

23年度	27,730千円	（前年度からのリース機器）
24年度	36,558千円	（新規リース機器）
25年度	36,558千円	（ ” ）
26年度	36,558千円	（ ” ）
計	137,404千円	

② 施設修繕費等

23年度	2,625千円	（空調設備改修工事）
24年度	65,916千円	（外壁、屋根、外溝工事、設計・監理）
25年度	70,328千円	（内部改修、受変電、トイレ改修工事）
26年度	0円	
計	138,869千円	
総計	276,273千円	

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

この施設は、県内でも有数の工業集積がある諫早市に立地しており、市内に工業系学校がないことや、県内でも情報処理技術者を育成する施設が2校しかないため、多くの若者が入学を希望し、実績としても「情報処理技術者試験」において高い合格率を誇るなど優秀な人材を育成・供給しています。

○平成27年3月卒業生の「情報処理技術者試験（基本情報技術者試験）」合格率

- ・受験者数：53人
- ・合格者数：32人 合格率は、60.4%と極めて高い水準
- ・同試験の全国合格率は、平成26年春期＝23.9%、秋期＝23.6%

この施設はまた、学生寮を完備しており、入校生の約8割は、離島半島を含む県内各地から来ております。また、卒業生の6割以上は県内のソフトウェア企業等へ就職するなど、県内における情報技術人材の確保と、若者の県内定着にも大きな効果を上げております。

このように、本県の雇用及び産業振興にとって重要な役割を担っている本施設の運営を続けるため、地元諫早市からも、同施設の継続的な支援についての要望が出されております。

施設の効果的な活用を継続するためには、（職）西九州情報処理開発財団の自立した運営を促す必要がありますが、当該施設の存続のためには、当分の間、コンピュータリース料に係る国の財政措置が不可欠です。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

平成28年度以降も、引き続き国の責任において、確実にコンピュータリース料に係る国の予算措置がなされることを要望します。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

（職）西九州情報処理開発財団が、健全な財政運営に向けて体制を整えることにより、長崎県内における情報処理技術者の確保と若者の県内就職促進が図られます。

54 ベっ甲原料の確保方策について

【経済産業省】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 国内でのタイマイ増養殖事業の実現に対する支援
- 2 タイマイの輸入再開に向けた取組

長崎べっ甲業界におけるタイマイ輸入制限前の状況と現状の比較

項目	平成元年度①	平成26年度②（※）	増減数	比率②／①（%）
事業所数(事業所)	102	45	△ 57	44.1
生産額（億円）	31	1	△ 30	3.2

（※）べっ甲業界実態調査（一般社団法人日本べっ甲協会）より

歴史と伝統に培われたべっ甲職人の技



現在の長崎べっ甲細工



【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

日本は、昭和55年のワシントン条約加盟後も、べっ甲の原料であるタイマイについては留保したため、その種については締約国とみなされず、輸入を継続してきましたが、米国の野生生物製品（養殖真珠等）輸入制限という制裁発動の圧力を受け、留保の撤回を決定し、平成4年12月末をもって輸入することができなくなりました。

3年おきに開催されるワシントン条約締約国会議において、ダウリスト（ワシントン条約における附属書Ⅰから附属書Ⅱに移ることで、一定の条件のもと取引が可能）の機運が高まった時期もありましたが、平成25年3月にタイ王国で開催された第16回会議においてもダウリストの提案は行われず、依然として輸入再開は厳しい状況です。

国においてはべっ甲等資源確保対策事業として、タイマイの国内増養殖技術開発や貿易取引再開に向けた国際的取組への支援が行われており、平成26年度には、タイマイ養殖の実用化に向けて、養殖コスト削減の研究や養殖タイマイを使用した製品のモニタリングの実施など着実に進展しております。長崎県においても、平成3年度から長崎べっ甲対策として各種支援を行いながら、伝統工芸であるべっ甲産業の育成を図っています。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

- ・タイマイの輸入再開の目途がたっていない中、タイマイに代わる材料が存在しないため、300年以上も続いてきた、歴史的・文化的に貴重なべっ甲産業は存続の危機に直面しています。
- ・タイマイの増養殖技術開発が成功した後、その研究成果を活用し、べっ甲産業界が単独で増養殖事業を実現していくには多大な費用がかかり、事業継続の困難が懸念されます。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

- ・技術開発の成果を活用したタイマイ増養殖事業を実現させ、べっ甲の原料として低廉な価格で取得・取引が可能となるような対策等を措置されることを望みます。
- ・タイマイの取引再開に向け、ワシントン条約に関する情報収集や関係国際機関等への働きかけなどの取組を実施されることを望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

- ・タイマイの安定的かつ継続的な確保が可能となり、原料の枯渇を避けることができれば、後継者の育成や産業の存続が可能となります。

55 漁業の安全操業確保への環境整備について

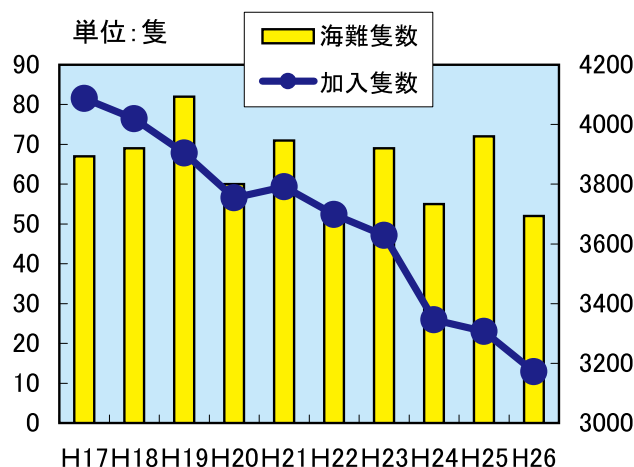
【農林水産省、国土交通省、総務省】

【提案・要望の具体的内容】

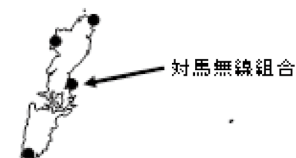
「東日本大震災」の被災実態等を踏まえ、津波災害や予期せぬ事故から漁業者の命と漁船等の財産を守るため、緊急時連絡通報手段の確保対策を講じるとともに、海上作業に従事する漁業者へのライフジャケット着用が義務化されるように提案する

- 1 緊急情報を自動受信可能な漁業無線への加入促進を図るため、漁船の漁業無線海岸局への加入義務化並びに漁業無線設置への支援措置を講じること
- 2 漁業無線事業の継続のために、統廃合等の合理化を行う団体に対し、支援措置を講じること
- 3 漁業操業の安全・適正化を確保するだけでなく、離島における漁業は国境監視等の役割も果たしているため、離島の漁業無線存続のために支援措置を講じること
- 4 漁業者の安全操業を確保するため、「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則」を改正し、全面的なライフジャケット着用義務化の措置を講じること

長崎県における漁船海難隻数と海岸局加入隻数



対馬は、4局を対馬無線組合が運営



対馬無線組合



長崎無線協会

長崎県の漁業無線海岸局

26局: ●

※ 海難事故は毎年発生しているが、漁業無線海岸局に加入し、航海警報や位置情報等の交信を行う漁業者は年々減少している。

(出典) 海難隻数：第七管区海上保安部「漁船海難月報」
加入隻数：漁業取締室調べ

【1 漁船の漁業無線海岸局への加入義務化の措置を講じることについて】

- 漁船の航行並びに操業の安全確保はもとより、災害発生時等の緊急時の漁船への連絡には、漁業無線の一斉通報が有効な通信手段です。
- H23. 3. 11東日本大震災の際、停泊中の漁船の中には、高台にある無線局から津波の目視情報を受信し、漂流物を避けて津波の中を沖合いに向け航行し、避航した船舶が確認されています。
- しかしながら、漁船には漁業無線海岸局への加入義務がないため、携帯電話の普及等により、漁業無線海岸局への加入船舶が減少しています。無線事業の運営が困難となった団体が無線業務を廃止すれば、漁業者の安全操業が確保できなくなる恐れがあります。
- 漁船の海岸局への加入を義務づけることは、規制緩和と逆行することとなりますが、漁業者の安全操業確保のために漁船は海岸局に加入し、陸上と確実に通信できる手段が確保されることが必要不可欠です。

【2 統廃合等の合理化を行う団体に対し、支援措置を講じることについて】

- H23. 3. 11東日本大震災の際に、被災を免れた岩手県釜石漁業無線局は、地震発生と同時に大津波の来襲が予想されたため、漁船への避難呼びかけ、津波情報や安否情報を繰り返し発信し、これにより被災を免れた数多くの船舶が確認されています。
- 県内26箇所の漁業無線海岸局のうち、漁業無線事業のみに特化した「対馬無線組合」「長崎無線協会」は、組合員の賦課金のみが事業収入であることから、組合員の減少により非常に厳しい事業運営を強いられています。
- よって漁業無線通信事業を将来にわたり継続していくためには、漁業無線海岸局の存続について国が支援を行うことが必要です。
- そこで、漁業無線事業の統廃合等の合理化に取り組む漁業無線海岸局に対しては、無線施設の整備（増設や改修等）にかかる経費を助成することで統廃合が促進され、無線局の体制強化が図られます。

【3 離島地域の安全操業を確保するための通信手段に対する支援措置を講じることについて】

- 離島地域における漁業無線事業は、操業の安全・適正化を確保するだけでなく、国境監視等の役割を担っています。
- そこで、漁業無線通信を維持・継続するためには、離島の漁業無線海岸局の存続に対して、国が支援措置を講じる必要があります。

【4 ライフジャケット着用義務化の措置を講じることについて】

- 現行の「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則」では、漁業者に適用するライフジャケットの着用義務について、「航行中の小型漁船に一人で乗船して漁ろうに從事している場合」と規定しており、2人以上が乗り込んでいる漁船や、漁場に向けて航行している場合などには着用義務が生じないことから、漁業者の生命と安全の確保のため、従事形態や乗船人数にかかわらず、全面的にライフジャケットの着用を義務化しなければならないと考えます。